

要 望 書

“未来へつなぐ ふじのくにの介護力”

令和7年8月25日

静岡県知事

鈴木 康 友 様

静岡県老人福祉施設協議会

会長 種岡 養一

..... 目 次

I	物価高騰への対応について	1
II	介護人材の確保・養成・定着に向けた取組について	1
III	福祉施設での生産性向上の推進について	4
IV	福祉施設の老朽化への対応について	5
V	防災対策の充実・強化について	6
VI	感染症への対応について	6
VII	特別養護老人ホームの運営について	7
VIII	養護老人ホームの運営について	9
IX	軽費老人ホームの運営について	11
X	在宅サービス事業の運営について	12
XI	厚生労働省への介護保険制度変更要望について	13

I 物価高騰への対応について

- 1 令和6年度の介護報酬改定により、物価高騰に対して一定の負担軽減効果がありました。また、静岡県による介護サービス事業所等物価高騰対策について、支援を講じていただき、感謝申し上げます。

しかし、依然として続く物価高騰は、食費・電気・ガスに加えオムツ等の石油化学製品をはじめとした消耗品等の上昇分のすべてをカバーできておらず、なお経営的に困難な状況が続いています。

つきましては、国への要望に加え、静岡県による物価高騰への緊急的な支援の継続を要望いたします。

また、各市町に対しても高齢者施設に対する交付金活用の優先度を上げていただくよう積極的な働き掛けをお願いいたします。

- 2 物価高騰が続く中でも、最も深刻に介護施設経営を圧迫しているのは食費（原材料費・燃料費・人件費および委託費）です。特に米をはじめとする主食・食材の価格は近年大幅に上昇しており、現場の実感としても極めて深刻です。

2024年の介護保険基準費用額改定において、食費が据え置きとされた際、厚生労働省が用いた2020年版「日本人の食事摂取基準」等のデータには、こうした顕著な高騰が反映されていません。

現場の実態を的確に反映した基準費設定がなされるよう、より適正かつ迅速な見直しの必要性を国へ強く働き掛けていただきますようお願いいたします。

II 介護人材の確保・養成・定着に向けた取組について

本会が本年5月に実施した「介護人材確保等に関するアンケート調査」（回答176施設）によると、130施設（全体の73.9%、前年比2.7%増加）で職員不足の状況となっています。また、職員不足の影響から一部サービスの閉鎖及び閉鎖リスクがある施設が49施設（全体の27.8%、前年比5.3%増）あり、そのうちの18施設で既に一部サービスを閉鎖している状況にあります。

こうした介護現場の深刻な人材不足の状況を改善するため、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

1 日本人介護人材の確保・養成・定着

- (1) 近年、介護職への就職に人材派遣・紹介会社が介在するケースが増え、採用にかかる人件費が増加しています。調査によると、県内98施設が前年度に人材紹

介を利用し、そのうち約3割が年間300万円以上、中には1,000万円超の経費を要する施設も存在します。施設の収入は公的な介護報酬が原資であり、その一部が高額な手数料として流出している現状は、制度の趣旨から見ても望ましいものではありません。こうした状況を踏まえ、公的資源の有効活用と安定した人材確保のためには、福祉人材センターについて以下の機能強化を要望いたします。

- ① 民間人材会社が採用で成果を上げているように、WEB 求人機能の強化や、採用エージェント配置による個別のキャリア相談やマッチング支援の充実を進め、人材確保の質とスピードを高める積極的な取り組み。
 - ② 現在、地域の大型ショッピングセンター等に、公的機関を装った民間の人材紹介会社が出展する事例が見られます。公的な人材支援機関の信頼性と可視性を確保するため、福祉人材センターによる商業施設への出張相談・広報活動を推進する対策。
- (2) 日本人介護人材採用促進のため、「介護就職フェア」等の開催回数の大幅な増加、開催場所や開催時期の検討、参加者掘り起し等によるマッチング機会の拡大についてお願いいたします。
- (3) 有効求人倍率等から見ても、介護業界への応募者は依然として少ない現状です。中・高校生への介護の仕事への理解促進のため、教育委員会等との連携協力による「介護の魅力」の啓発や効果的な情報発信をお願いいたします。
あわせて、低年齢になるほど就職における“親”の影響が強いことから、学生本人のみならず保護者もターゲットとしたPRが必要です。専門コンサルタント等の知見も活用し、保護者の関心を引くPRデザインの検討や、親子で参加できるオープンキャンパス・職業体験会等の場の設定について具体的に取り組んでいただきますよう要望いたします。
- (4) 他業種の離転職者や本県への移住希望者に対する介護の仕事の情報提供の強化や介護福祉士等の資格取得に対する支援をお願いいたします。
- (5) 介護人材確保定着のため奨学金返還中の職員に対して奨学金の償還助成を実施している介護施設等に対する助成制度の創設をお願いいたします。
- (6) 平成30年度に創設された静岡県の「働きやすい介護事業所認証制度」は、徐々に取り組みが進んでいる一方で、まだ一部の事業所にとどまっている印象もあります。そこで本制度をより実効性のあるものとし、事業所が「取得してよかった」と実感できるよう、ブラッシュアップに向けた制度改定を提案いたします
- ① 上位認証の制定
現行の取組状況を評価する認証に加え、退職率や有給取得率、職員満足度など“成果”を評価する上位認証制度の制定。
 - ② 広報の充実

単なる認証結果の公表にとどまらず、特徴的な取組や取得後の効果を紹介する広報誌・冊子・動画等を作成・発信。

③ 他制度の活用と評価項目の見直し

福祉サービス第三者評価や「くるみん」「えるぼし」など既存の認証を活用し、評価項目を精査・簡素化。

2 外国人介護人材の確保・養成・定着

今後見込まれる介護サービス量に対応する介護職員が大幅に不足するため、日本人介護職員の採用努力とともに、外国人介護人材の採用拡大が喫緊の課題であります。

また、上記の「介護人材確保等に関するアンケート調査」によると、外国人介護人材の雇用は前年度から 2.5%増加し 56 施設(31.8%)と徐々に拡大しています。活用している施設では、「勤勉で真面目に取り組む」「職場の雰囲気良くなり、既存職員のモチベーション向上にもつながる」等の評価がある一方、「費用負担が大きい」「言語の壁から意思疎通に課題がある」「指導スタッフの負担等が重い」等の課題も挙がっています。

県におかれましては、国際介護人材サポートセンターの機能強化や受入準備セミナーの継続実施など、支援の充実を図られている点に感謝申し上げます。

一方、現場では受入後の指導負担や生活支援、定着支援に加え費用負担の重さなど、安定的な運営には引き続き課題が残っております。さらなるサポートセンター機能の充実と、実効性ある支援の強化をお願いいたします。

- (1) 外国人介護人材の受け入れを担当する日本人スタッフ向けに必要な研修会の開催やガイドブック作成等による介護施設での受入支援をお願いいたします。
- (2) 外国人介護職員のキャリアアップや日本語教育に対する支援の強化をお願いいたします。現状は現地参加型が中心で利用に制約があるため、WEB 活用や分散型開催等によるより効率的で広く利用可能な仕組みのさらなる拡大を求めます。
- (3) 外国人介護人材確保のために、インドをはじめインドネシア、ベトナム等での現地面接会の開催等による県内の法人・事業所とのマッチングなど受け入れ支援をお願いいたします。特に人口 14 億人以上を有するインドは今後受入拡大の可能性が大きいことから、取組の強化をお願いいたします。
- (4) 外国人介護人材の候補者に対して、静岡県での介護の魅力をイメージとして伝えるため、それぞれの国の言語や文化に配慮したリクルート用プロモーション映像の作成をお願いいたします。

- (5) 物価上昇は食料品・光熱費・家賃・学費等、多岐にわたっており、外国人介護職員の生活・業務環境整備に係る事業所の負担はなお厳しい状況が続いております。

創設いただいた外国人介護職員生活費等支援事業費補助金について柔軟な運用や対象経費の拡大を含む更なる充実に加えて、外国人材の雇用確保定着のため介護報酬加算メニュー拡充に向けた国への働き掛けをお願いいたします。

Ⅲ 福祉施設での生産性向上の推進について

介護人材不足が深刻化する中、「見守り機器」や「インカム」「介護記録ソフト」などの介護ロボット・ICTの導入は介護現場の負担軽減に大いに役立つものであり、介護・福祉施設での生産性向上のため積極的な推進が必要です。このため、下記事項について特段のご配慮をお願いいたします。

1 福祉施設での生産性向上のためのテクノロジーの導入に対する助成制度の要綱改定および拡充について

令和7年度においても予算化されている「介護分野 ICT 化等事業費助成」について、静岡県 の 交付要綱によると、介護ロボットの補助上限台数は「利用定員数を10で除した数とし、端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする」とされていますが、国の示す「各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援」によれば、令和2年度の当初予算において、介護ロボットの補助上限台数は2割まで拡充され、さらに同年1次補正予算の段階では、補助上限台数が撤廃され「必要台数」とされています。現実的に、ご利用者10人に1台の見守り支援機器を導入したとしても、介護業務の効率化や介護職員の身体的・精神的負担の軽減、離職防止や職場定着に対する効果は乏しいことから、補助上限台数について、今一度、要綱の見直しの検討をお願いいたします。

2 介護施設での生産性向上のためのテクノロジーの導入を推進するための人材育成等に関する支援について

介護事業では介護ロボットやコンピューターシステム等の運用知識がある要員の人材確保が難しい状況にあります。各施設・事業所における生産性向上のためのテクノロジーの導入において、リーダーシップのとれる職員を育成する研修会等を積極的に開催していただくとともに、介護現場におけるDX化を推進するための人材育成を行う場合について、これを助成する制度についてご検討をお願いいたします。

3 介護生産性向上総合相談センターに期待する支援内容について

本年度、介護生産性向上支援センターの設置を予定いただいておりますが、本会会員施設に対して相談センター設置後に期待する支援内容についてアンケートを実施したところ、先進的な取り組み事例についての情報提供を希望する回答が最も多く、それに次いで専門家による個別相談への対応や、電話サポート等の充実という意見が聞かれました。補助金の活用に対するサポートを希望する施設も多くございましたので、相談センターの支援業務の内容を検討する際に、ご考慮くださいますようお願いいたします。

4 介護保険申請業務等における提出書類の簡素化・市町の書式統一等について

介護保険制度の必要書類や加算等の申請書類等の簡素化による事務負担の軽減について、様々な軽減策を実行いただき感謝しています。今後も更なる負担軽減策の実行をお願いいたします。

また、市町間の書式及び資料の様式統一、申請等業務の電子化の推進について、市町ごとの進捗状況に進捗に差があることから、対応が遅れている市町に対して、早期の負担軽減策実行をご指導・ご助言くださいますようお願いいたします。

IV 福祉施設の老朽化への対応について

令和6年度より創設いただいた特養等の広域型施設の大規模修繕工事への補助制度につきましては、誠にありがとうございます。

近年、建築資材・設備費・労務費を含めた物価高騰が著しく、実際の工事費は当初想定を大きく上回るケースが出てきております。安心して制度を活用できるよう、工事費高騰を考慮した予算確保について引き続きご配慮いただきますようお願いいたします。

また、大規模修繕に係る助成について、特養等の入所系の介護サービス施設に限定せず、併設型・単独型のショートステイも助成対象に加えていただくようお願いいたします。ショートステイは、在宅介護を支える重要な機能を担い、特養と同様の設備・修繕負担があります。現場の実態に即した助成対象の拡大について要望いたします。

V 防災対策の充実・強化について

頻発している豪雨災害や地震災害などに鑑み、各施設・事業所が被災時において地域の福祉資源としての機能を発揮するため、以下の項目について対応をお願いいたします。

- 1 BCP（事業継続計画）の実効性確保のための人的・物的支援に係り、県—市町—施設の連携強化を要望いたします。
- 2 被災時における社会福祉施設の機能確保と福祉避難所機能の整備・維持に向けた継続支援を要望いたします。
- 3 被災者避難を想定しての施設に必要となる設備や備品の調達・整備に係る助成金制度活用についての市町との継続的な連携を要望します。
あわせて、災害発生時における DWAT（災害福祉支援チーム）の有効な活用についても、引き続きの支援をお願いいたします。

VI 感染症への対応について

感染症が発生した場合、重症化リスクの高い高齢者が多く生活している高齢者施設にとっては、利用者の安全はもとより施設経営にとっても大きな影響があります。このため適切に感染拡大防止の取組を行えるよう、次の点について要望いたします。

将来の新興感染症発生に備えた対応について

高齢者施設において新興感染症が発生した場合、施設内での感染拡大により入居者の安全に大きな影響を及ぼします。県におかれましては、専門機関と連携し、施設職員等を対象に高齢者施設における感染症対応研修会等を開催いただいておりますが、これまでの研修で取得した知識や新型コロナウイルス感染症への対応で培ったノウハウを継承していくため、引き続き、施設職員等に対する専門機関と連携した研修会の開催等を要望いたします。

また、感染拡大防止には初期対応が重要であることから、医療専門家チーム（FICT等）による速やかな現場指導等の体制が確保されるよう要望いたします。

併せて、今後新興感染症のワクチン等が出た場合、高齢者施設の入居者及び職員並びに職員の同居家族へのワクチン優先接種についてご配慮いただきますようお願いいたします。

Ⅶ 特別養護老人ホームの運営について（特養委員会）

特別養護老人ホームの運営について、「令和 6 年度 特別養護老人ホーム 待機・入所状況調査報告書」の結果等を踏まえ、下記事項について意見・要望致します。

1 入所要件の撤廃

（主旨）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への入所要件である原則要介護度 3 以上並びに特例入所の撤廃を要望いたします。

要望理由は下記（理由）①～⑤に記載いたします。

（理由）

① 待機者数の減少に伴い待機者確保が困難

2024（令和 6 年度）調査時の待機者調査では、「十分な待機者がいる施設の割合」が、2020 年度 22%から 2024 年度 9%に減少している一方、「待機者が全く不足している施設の割合」が 2020 年度 5%から 2024 年度 12%に増加していて、待機者ゼロの施設も見られるなど、待機者確保が年々困難な状況になってきている。

② 待機取り下げ理由として他施設入所が高値

取り下げ者数は 3,875 人。総待機者数が 9,268 人であることから約 4 割に値する。取り下げ理由のうち「医療機関に入院」が 259 人、「他の特養に入所」が 238 人、「特養以外の介護保険施設に入所」が 165 人、「サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームに入所」が 50 人であり、特別養護老人ホーム以外の施設が選択されている。理由として、要介護度の規制がないことに加え、中間施設の機能を発揮している施設もあるが、特養の『最期まで看取る』機能を備えた入所施設が増加していることも考えられる。

③ 特例入所の受け入れは進んでいない。

会員施設での特例入所受け入れ状況は、2017 年度 184 名、2018 年度 169 名、2019 年度 170 名、2020 年度 123 名、2021 年度 113 名、2022 年度 128 名 と 2019 年度をピークに 120 名前後で推移。2022 年度と比較すると 2023 年度は全体で 14 人増加とほぼ横ばい傾向。特例入所での要介護度 1、2 の受け入れが円滑に行われているとは言い難い状況。背景として、特例入所の運用方法が静岡県下で統一されておらず、各市町村独自の運用に留まっていることで特例入所の受け入れが進まない状況にあることは否めない。

④ 他の介護保険施設（施設サービス）との格差

介護保険法の主たる目的である『高齢者の自立支援』のもと、特別養護老人ホームは「生活の場（終身利用）」、介護老人保健施設は「在宅復帰を目指す中間施設」、介護医療院が「長期療養と医療的ケア」と主な目的が定められている。

しかしながら、対象者は特別養護ホームが「原則 要介護度 3 以上」、介護老人保健施設が「要介護度 1 以上」、介護医療院が「要介護度 1 以上で医療的ケアが必要な方」と同じ目的を有する介護保険法上の施設において、対象となる方の要介護度が異なることは、「生活の場」である特別養護老人ホームでの『高齢者の自立支援』への足かせとなっており、介護予防の推進に逆行する仕組みであると危機感を抱いている。

⑤ 会員施設からの意見・要望

会員施設からは、「待機者の確保が困難」であるがゆえに「特例入所の手続きの簡略化」、「特別養護老人ホームへの入所要件を原則要介護度 3 以上から要介護度 1 以上に見直して欲しい」という意見・要望が多数を占めている。

あわせて、要介護度 3 以上の入所要件から要介護度が高い方の入所に偏重していることから入所者一人の入所期間も短縮しており、待機者確保が困難な状況に拍車をかけているとの意見も聞かれている。

2 日常生活継続支援加算の条件変更

市町村等からの要請により特例入所を実施した場合、日常生活継続支援加算の算定基準対象から除外していただきたい。

3 優先入所指針の改定

日常生活継続支援加算の算定基準を踏まえると、『静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針（別表）入所申込者評価基準』の「1 本人の状況」は要介護状態だけではなく、認知症日常生活自立度や医師の指示に基づいた喀痰吸引や経管栄養を行う必要性の有無を反映していただきたい。

また、『静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針（別表）入所申込者評価基準』の「2 介護者等の状況」は介護者が要支援状態または高齢者であることの状況はあるが、就学中や就労中の若い世代（ヤングケアラー）であることによる介護の困難さも反映していただきたい。

4 地域区分における格差の是正

2024 年度の改正にて静岡県における地域区分は以下の通りとなった。

- ・ 6 級地 静岡市
- ・ 7 級地 浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、

長泉町、小山町、川根本町、森町

- ・その他 熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、御前崎市、菊川市、湖西市、下田市、牧之原市、河津町、東伊豆町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町、吉田町
- しかしながら、人件費や物価高騰等の状況は静岡県全域において変わらず、等しく施設運営に打撃を与えている。そこで、県下の特別養護老人ホームが、どの地域でも事業を安定して継続していくために級地における収入格差の是正をご検討いただきたい。

5 介護施設におけるタスクシフト・タスクシェア

近年、医療的ケアが必要な高齢者の増加と介護・看護人材の慢性的な不足等により、施設で生活する利用者に少なからず不利益が生じている。施設内の医療的ケアについては、現制度上、「看護師を待つ」・「代替手段での対応」しか術がなく、制度や施設の都合で利用者の生活を拘束していることが認められる。そこで、介護職の対応可能な行為を増やすことで、利用者の生活の質の向上と介護現場における人材不足の解消につなげられるよう、以下の項目についてご検討いただきたい。

- ・介護施設は暮らしの場であることから、在宅生活において家族が担っている医療的行為に関しては、介護職が実施できるようにご検討いただきたい。
(例：軽度の褥瘡の処置、血糖チェック・インスリン投与、在宅酸素の流量調整、摘便・浣腸等)
- ・上項実現のため、ICT の活用等により、時間と費用をなるべくかけず知識・技術が習得でき、現場での速やかな実践につながる持続可能な研修計画もあわせてご検討いただきたい。
- ・医療的ケアを必要とする方を受け入れるには高度な専門性が必要となる。そのため、医療的ケアを実施した場合は、その専門性に応じた成果を得られるように新たな加算をご検討いただきたい。

Ⅷ 養護老人ホームの運営について（養護委員会）

1 入所措置が必要な高齢者の適切な把握と措置対応について

静岡県の高齢化率は 30.9% (令和 7 年 4 月 1 日現在) と増加傾向にあります。これに対して県内会員養護老人ホームの入居稼働率は 74.4% (令和 7 年 4 月 1 日現在) と、依然低い状態が続いています。

このような状況下では、潜在的措置該当者が相当数把握されていないことが懸念されます。経済的要件の市町村民税所得割非課税という要件も、現在の物価水準に見合わないように思われますので、災害その他の事情による要件を柔軟に適用す

る等、経済的要件の狭間で困窮している方達の救済を図ることができるようにご配慮をお願いいたします。

また、施設としても慢性的空床状態による収入減と、物価高騰により、厳しい経営を強いられています。

引き続き、市町の措置事務担当部署に対し、養護が必要な高齢者に対し措置制度による適切な措置が講じられるようご配慮をお願いいたします。

2 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について

令和6年1月11付厚労省通知において、「処遇改善」「消費税率引き上げの対応」「令和6年度介護報酬改定等を勘案した支弁額の改定」「基準費用額1日60円引き上げに伴う生活費の改定」が示され、新たに、令和7年1月23日付厚労省通知、令和7年3月14日付厚労省事務連絡において「令和7年介護人材確保・職場環境改善等事業」が示されました。

これらに、平成18年度以降地方交付税の増加に見合う改定がなされていない措置基準単価の改定を合わせ、引き続き、県内のすべての市町における老人保護措置費の支弁額等の改定状況を把握していただき、改定が未施行の市町に対しては適切に措置を講じるようご配慮をお願いいたします。

3 健康保険証のマイナンバーカードへの一体化に関する国への働き掛けについて

養護老人ホームに入居されている皆さんは、家族との関係が希薄な方がほとんどで、マイナンバーカード自体の取得や、5年後の更新手続きが大変難しい状況です。また、マイナンバーカードの実質的な管理は施設側で行うことになり、受診や、行政機関での手続きなど施設側には重い管理負担が課せられます。

今後も、養護老人ホームの特性に鑑みた施設側負担軽減の措置をお願いいたしますが、現時点において、少なくとも自動で更新される健康保険証の継続や資格確認書の交付継続をしていただきますようご配慮をお願いいたします。

4 外国人介護人材の受入れについて

介護の人材不足が叫ばれる中、養護老人ホームも例外ではありません。

昨年度の、県内会員養護老人ホーム調査結果において、入所者の約4割が介護度の認定を受けており、特定施設型養護だけでなく、一般型養護においても、介護を要する入所者の割合が高くなってきています。

また、介護福祉士国家試験の受験資格となる施設・事業所に養護老人ホーム(支援員)が含まれていますので、養護老人ホームについても、技能実習、特定技能の受入れ対象施設に含めていただきますようご配慮をお願いいたします。

IX 軽費老人ホームの運営について（軽費委員会）

1 軽費老人ホームの生活費と利用料の適正価格の見直し

『軽費老人ホームの生活費や本人からの徴収額は、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）により国から示された「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を基に設定しており、今後の改定等については、国の動向等に基づき検討していきたい。』とご回答いただき、1 日 60 円の値上げになりましたが、ランニングコストも昨年同様、軒並み高騰し続け、食材費も高騰が著しく目立った米価については対策が講じられましたが、未だ施設がその恩恵を充分受けるには至っておらず、それ以外の食材も数千品目単位で値上げを繰り返して、継続的に施設運営に大きな負担を強いる結果となっております。

【軽費老人ホーム利用料等取扱基準 第 1 軽費老人ホームの利用料等 3 生活費（月額（1）生活費（月額）の設定において生活費（食糧費および共用部分の光熱費に限る）は都道府県知事が定める額を上限とし、その設定にあたっては地域の実情、物価の変動その他事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。】とありますので、県独自のご決断で一刻も早く生活費の適正な改定をお願いいたします。

2 事務費補助金の引き上げについて

物価高、賃上げ気運の高まり、担い手不足等直面する経営環境の厳しさに拍車がかかる中、もはや、一施設（法人）の経営努力だけでは限界にきており、事業の継続さえも危惧される施設（法人）が急増しています。国の定めた制度が現実社会の実情と乖離しており制度破綻といっても差し支えない危機的状況が続いています。事務費補助金についても現状に見合った対応をお願いいたします。

3 大規模修繕費の適応範囲について

本体躯体工事を伴わないエアコン、厨房機器、エレベーター、スプリンクラー等の、設備単体での修繕費の補助金を、お願いいたします。

4 社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付について

社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付を本年度も継続しつつ他県並みに補助していただきますようお願いいたします。

X 在宅サービス事業の運営について（地域ケア委員会）

1 介護支援専門員の処遇改善について

介護支援専門員の人材不足が、危機的な水準になりつつあり、現時点において静岡県内の一部市町では、介護支援専門員の不足により認定調査が遅れるなど、県民の生活に支障をきたしています。

当委員会ではヒアリングの結果、介護支援専門員の人材不足には、そもそも介護支援専門員への就業希望者の減少が原因の一つとしてあることが分かっています。介護支援専門員は他の職種から転職する以外には成り得ないため、現在のように相対的に給与水準が低い状態は、転職希望の障害となっていると予測されています。そこで従来処遇改善とは別に、介護人材確保対策事業の一環として、給与改善の支援を実施していただけないでしょうか、ご検討をお願いいたします。

2 在宅サービスの在り方について

社会福祉法人である我々は、地域包括ケアシステムの実現にむけ、求められる役割を果たすべく努力してまいりました。しかしながら地域には様々な問題が発生しており、このままでは地域包括ケアシステムは実現困難であると言わざるを得ない状況になっていると考えています。現状、在宅サービスはそれぞれの日常生活圏域ごとにバランスよく配置されているわけではなく、大きく偏在しています。その結果、例えば通所介護事業が供給過剰状態で、全体的に稼働が減少し経営悪化に陥る施設が出ている地域、訪問介護サービスが供給不足で地域住民がサービスを受けられず、結果施設入所者が増加している地域、さらには居宅介護支援専門員の絶対数が足りず、ケアプラン自体が作れなくなっている地域など、各地域で深刻な問題が発生しています。これらの問題は、市場原理を取り入れた介護保険法下において、事業所側の努力で解消することは不可能です。解消の為には自治体による総量規制や福祉計画の強化によるサービス量の管理、サービス過剰地域と不足地域との連携などが必要と考えられます。

そこで、今後県により、既存の地域包括ケアネットワーク会議などを活用して、地域包括ケアシステム構想に圏域ごとの在宅サービスの供給量の計画策定やリモートワークなどを活用した圏域を超えた連携の仕組みなど、今後の地域福祉をどのように推進していくかを検討する場を設けていただきますようお願いいたします。

3 介護保険在宅サービス市場における実態調査のお願い

介護保険における在宅サービス市場は現在、深刻な混乱に直面しており、その実態の正確な把握が喫緊の課題となっています。

具体的な現象としては、利用者数の減少に加え、利用者の平均介護度の低下が進み、予防対象者が増加しています。これにより、報酬単価が低い予防利用者が増え、

全体的な売上単価および稼働率の両方が減少しています。社会福祉法人が運営するデイサービスにおいては、事業の休止や廃止に至るケースも散見されるようになりました。

これらの現象の根本原因を特定し、分析することが不可欠です。老施協でも会員を対象とした調査を実施しておりますが、介護保険の在宅サービスは社会福祉法人以外の多様な法人によって提供されており、当会の調査だけでは市場全体の動向を十分に明らかにすることができません。

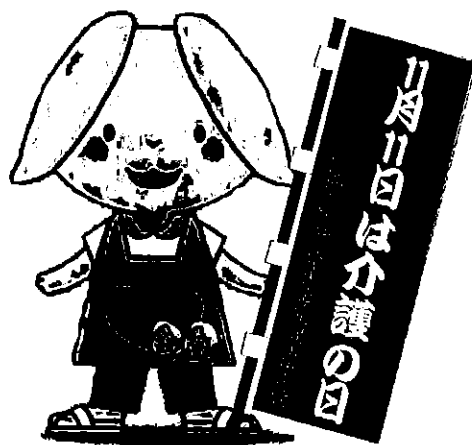
つきましては、介護保険在宅サービス市場の健全な発展と、利用者の適切なサービス利用を促進するため、それを管轄する市町に対し、介護度1・2の方のサービス利用実態調査を行うことを促していただきたく、要望いたします。この調査により、在宅サービス市場の現状と課題が明確になり、今後の政策立案や事業運営の改善に資する正確な情報が得られるものと考えております。

XI 厚生労働省への介護保険制度変更要望について

介護業界を取り巻く課題の中には、各施設の経営努力や県単位での支援のみでは解決が困難な構造的な問題が数多く存在しています。

特に現行の介護保険制度においては、制度と介護現場の実態との間に温度差が見られ、現場の実態が十分に反映されていない点が指摘されます。介護職員の処遇は、こども・障害福祉分野を含む他業種に比べ低賃金であり、その背景には介護報酬の水準や現場の負担・責任に見合わない評価があります。また、物価上昇局面において介護報酬改定の遅れにより人件費・運営コスト増に対応できない厳しい状況にあり、3年に一度の報酬改定では間に合わず、物価スライド制の導入や臨時の報酬改定の実施が必要です。

以上のような状況を踏まえ、厚生労働省に対して、静岡県および介護現場が課題を共有し、一体となって制度の見直し・改善に向けた要望活動を継続的に行っていただくようお願い申し上げます。



「ケアットちゃん」

静岡県老人福祉施設協議会キャラクター